

○上越教育大学私費外国人留学生奨学事業実施要項

(平成28年3月1日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学（以下「本学」という。）の私費外国人留学生（本学の非正規学生及び兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）の本学配属学生を含む。以下同じ。）に奨学金を給付し、修学を支援するための奨学生制度に関して必要な事項を定める。

(資金)

- 2 奨学金は、上越教育大学基金をもって充てるものとする。

(給付対象者)

- 3 奨学金の給付対象者は、本学に在学する私費外国人留学生のうち学業及び人物ともに優れている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 在留資格が留学であること。

(2) 奨学金受給年度において、本学に在籍することが見込まれること。

(3) 奨学金受給年度において、他の奨学金を受給する予定がないこと。

(給付人数)

- 4 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、10人以内とする。

(給付額等)

- 5 奨学金の給付額は、5万円とする。

(給付申請手続)

- 6 奨学金の給付を希望する者は、次の各号に掲げるものを学長に提出しなければならない。

(1) 別記第1号様式の奨学金申込書

(2) 別記第2号様式の社会との連携及び国際交流等への貢献に関する自己申告カード

(選考方法)

- 7 奨学生の選考は、上越教育大学国際交流推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）が、奨学金の給付を希望する者の学業及び人物並びに社会との連携及び国際交流等への貢献に関する内容等を総合的に審査し行うものとする。

(奨学金給付者の決定)

- 8 奨学生の決定は、委員会の議に付し学長が行う。

(奨学生の義務)

- 9 奨学生は、本学の行事及び日本人学生や地域等との交流活動に積極的に参加し、奨学期間終了時に本学へレポートを提出しなければならない。

(特例)

- 10 第3項から前項までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、学長が別に定める奨学金を私費外国人留学生に給付することができるものとする。

(奨学金の返還)

- 11 学長は、奨学金の給付後に虚偽の事実を発見したときは、委員会の議に付し、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(事務)

12 奨学金に関する事務は、財務課の協力を得て、研究連携課において処理する。

(雑則)

13 この要項に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、国際交流推進センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6項関係）

奨学金申込書

年 月 日

フリガナ 氏 名	(Family name)	(First name)	(Middle name)
国 籍		性 別	男 ・ 女
現住所	(TEL - -)		
<p>【上越教育大学の在籍身分】</p> <p><input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 大学院修士課程 <input type="checkbox"/> 大学院専門職学位課程 <input type="checkbox"/> 大学院博士課程</p> <p>_____ 専修・専攻 _____ コース</p> <p>(学籍番号： _____)</p> <p>(在学予定期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日)</p>			

<p>【指導教員の所見】</p> <p>(指導教員氏名： _____)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--

別記第2号様式（第6項関係）

社会との連携及び国際交流等への貢献に関する自己申告カード

年 月 日

学 長

所属

氏名

入学年月： 年 月

本学における社会との連携，国際交流等への貢献について，以下のように申告します。

	主 催	年月日 時間	内 容	会 場	謝金の 有無